

商品概要説明書

住宅ローン（KHL借換コース）

（令和5年10月1日現在）

商品名	住宅ローン（KHL借換コース）
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の18歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○勤続（または営業）年数が1年以上の方。 ○団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。 ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン」対応）と借換に伴う諸費用。
借入金額	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。 ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
借入期間	○3年以上40年以内とし、1年単位とします。ただし、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内、または40年から当初借り入れた住宅ローン経過期間を差し引いた範囲内であることとします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。

	【固定金利選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当J Aの店頭およびホームページでお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間のご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。
担保	○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○原則、全額償還まで融資対象建物に次の条件を満たす火災共済（保険）を付

	保のうえ、その共済（保険）金請求権に第一順位の質権を設定させていただきます。 ・火災共済（保険）金額は住宅の購入価格等時価相当額であること。 ・先順位抵当権がある場合は、質権設定順位が抵当権と同順位であること。 ただし、次の条件を満たす場合は、質権設定を省略することができます。 ・土地が借地（使用貸借を含む。）でないこと。 ・土地が借地の場合は、当該土地に抵当権が設定され、かつ当該土地所有者（地主）が連帯債務者または連帯保証人であること。																
保証人	○当 J A が指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.10％、0.15％、0.20％、0.25％、0.30％、0.35％、0.40％のいずれか。）。 【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料（0.20％）（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>10 年</td><td>20 年</td><td>30 年</td><td>35 年</td><td>40 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>85,450</td><td>148,380</td><td>191,370</td><td>206,140</td><td>217,580</td></tr></table> ②分割払い お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.10％～0.40％上乗せされた利率が適用されます。	お借入期間	10 年	20 年	30 年	35 年	40 年	保証料（円）	85,450	148,380	191,370	206,140	217,580				
お借入期間	10 年	20 年	30 年	35 年	40 年												
保証料（円）	85,450	148,380	191,370	206,140	217,580												
団体信用生命共済（保険）	○当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.1％</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.2％</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.3％</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.1％</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年 0.3％</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年 0.3％</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.1％	団体信用生命共済（連生）	年 0.2％	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.3％	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.1％	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0.3％	団体信用生命保険（ワイド）	年 0.3％
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																
団体信用生命共済（特約なし）	なし																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.1％																
団体信用生命共済（連生）	年 0.2％																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.3％																
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.1％																
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0.3％																
団体信用生命保険（ワイド）	年 0.3％																
手数料	保証機関に対して ○ご融資の際、33,000 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、返戻保証料の範囲内で次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①一部繰上返済の場合 5,500 円 ②全額繰上償還の場合 11,000 円																

	当 J A に対して ○ご返済期間終了までの間において、繰上返済される場合は、次の事務手数料（消費税を含む）が必要です。ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに実行済である変動金利については、3,300 円となります。 ①一部繰上返済の場合 11,000 円（J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料） ②全額繰上償還の場合 33,000 円 ○ご返済期間終了までの間において、条件変更される場合は、次の事務手数料（消費税を含む）が必要です。 ①ご返済条件を変更される場合 3,300 円 ②固定金利特約期間終了後、再度固定金利特約を選択される場合 5,500 円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな

	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
--	--

J A香川県

- (注) 1 借入利率は、「固定金利選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。
また、「固定金利選択型」における固定特約期間は、「3、5、10年」の計3種類から選択します。
- 2 返済方法は、「元利均等返済」とします。
また、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計2種類から選択します。
- 3 保証料は、「一括払い」「分割払い」から選択します。